

新型コロナウイルス対策(新たな外出禁止令の発出)

21日、アンドリュー・ホルネス首相は、新型コロナウイルス感染防止対策としてイースター休暇を含む3週末の外出禁止令など新たな規制を発表しました。概要は以下のとおりです。詳細はこちらをご確認ください。

ジャマイカ政府広報局ホームページ <https://jis.gov.jm/daily-news/>

発表の概要

1 外出禁止令の対象時間を以下のとおりとする。

3月23日(火)から26日(金)まで 毎日午後8時から翌日午前5時まで

・3月26日において職場での就業時間は正午まで(必要業務、医療機関、スーパーマーケット、卸業者、薬局、レストラン、フードサービスを除く)

3月27日(土)正午から29日(月)午前5時まで

・3月28日は終日。終日外出禁止日は、緊急の医療措置や国外渡航者の空港アクセスは可能。

3月29日(月)から3月31日(水) 毎日午後8時から翌日午前5時まで

4月1日(木)午後8時から4月3日(土)午前5時まで

・4月1日において職場での就業時間は正午まで(3月26日に同じ)

・4月2日は終日

4月3日(土)正午から4月6日(火)午前5時まで

・4月4日及び5日は終日

4月6日(火)から4月9日(金) 毎日午後8時から翌日午前5時まで

・4月9日における就業時間は正午まで

4月10日(土)正午から12日(月)午前5時まで

・4月11日は終日

2 ジャマイカ到着前3日以内の事前検査証明提示や入国後の14日間自己検疫など現行の入国手続きは6月30日まで継続。

3 英国便の入国禁止措置は4月13日まで延長。英国渡航歴のあるものは、空港で検査し、結果が判明するまで自己負担にて政府施設で検疫が必要。

4 60才以上の高齢者の自宅待機措置の対象は4月13日まで継続。

5 公共機関の在宅勤務は4月13日まで延長。民間企業も在宅勤務を推奨。

- 6 公共の集まりは10人まで、社会的イベントは禁止(4月13日まで)。
- 7 マーケットや商店街は、外出禁止令の開始1時間前まで、終了1時間後から営業可能とし、日曜・祝日は休業(4月13日まで)。
- 8 公共交通機関の乗車者は、マスク着用と乗降時に消毒すること。窓を開け、エアコンは使用しないこと。タクシーは、法的乗客人数よりも1人減の乗客数とすること。
- 9 公私学とも、4月13日まで小中学校の対面授業はしない。
- 10 葬儀、埋葬にかかる規制は3月23日まで継続。3月24日以降4月13日まで埋葬は、平日午前9時から午後4時まで。10人の参列者と司式者など5人までとし、埋葬は30分以内で行うこと。
- 11 礼拝は午前5時から午後8時まで。参加者はオンライン中継にかかる技術者を含み最大12人まで。
- 12 4月6日以降13日まで、結婚式の参列者は15名まで(現状25人)。
- 13 ビーチ・川は、4月13日まで引き続き閉場。
- 14 動物園、公園、ジム、娯楽施設、バーは現行規制を遵守し、営業終了時間は外出禁止令開始2時間前まで。
- 15 屋内映画館、劇場、芸術的公演は禁止。

引き続き感染予防と関連の最新情報にご留意ください。

3月22日